

一般財団法人熊本市国際交流振興事業団ホームページ

④「国際交流協力団体のページ」への登録要領

一般財団法人熊本市国際交流振興事業団（以下、「事業団」と記述）では、市民に団体の活動を広く紹介するひとつとして、事業団 WEB サイトで団体の情報や活動を紹介する登録

1. 登録対象団体

- (1) 熊本を拠点に活動している国際交流・国際協力、多文化共生活動、環境、企業の社会貢献活動（CSR）、また、まちづくりなど非営利（NPO/NGO）の団体
- (2) 規約・会則等を定め、市民や在熊外国人が自由に参加している団体。
- (3) 特定の宗教や政党の活動に偏っていない団体。
- (4) 暴力団若しくは暴力団の統制の下にない団体。
- (5) 概ね、10人以上の構成員を含む会員を有する団体。
- (6) その他、特に事業団が認めた団体。

2. 内容

- (1) 事業団が作成したホームページ上の「国際交流協力団体のページ」に団体の基本情報や、事業内容、イベント等の登録、紹介ができる。
- (2) 事業団が作成した「国際交流協力団体のページ」の会員用掲示板を利用できる。
- (3) 団体が所有している関連する WEB のリンク。

3. 登録の申請

申込み希望団体は「民間団体支援事業ホームページ」への登録申込書（様式第4号）に必要な事項を記入し、団体の定款や会則規約等を添付して、事業団まで提出してください。

4. 登録の手順、変更

- (1) 登録団体は登録内容に変更が生じた場合は、各自で速やかに更新してください。又、更新に支障がある場合は、事業団までご相談ください。
- (2) 登録される情報については、事実かつ正確な内容を反映するものであるように適宜修正をお願いします。事実かつ正確な情報が提供されていないと事業団が判断した場合には、事業団が情報の掲示を停止、又は削除する権利を有します。

5. 登録の削除

登録の削除を希望する団体は、5の（1）にある事項があった場合、登録の削除申請（様式第5号）を提出してください。

6. ID 及びパスワードの管理

- (1) ID は、登録時に自動的に付与します。情報の登録、変更の際に必要なになりますので、団体各自で責任を持った管理をお願いします。
- (2) ID 及びパスワードの盗用に伴う被害等の発生につきましては、事業団は一切の責任を負いません。
- (3) ID 及びパスワードは団体での利用に限定して下さい。登録団体以外への借与・譲渡は認めません。ID 及びパスワードの借与・譲渡に伴う被害等の発生につきましては、事業団は一切の責任を負いません。

7. 登録の取り消し

下記の場合には登録を取り消すこととします。

- (1) 当該団体代表者から登録取り消しの申し出があった時。(様式第5号の提出)
- (2) 登録団体として相応しくないと認められる事実が発生した時。
- (3) 連絡不能となった時。
- (4) 事業団で登録団体として相応しくないと認められた時。

8. 免責事項

- (1) 当事業団のホームページサービスの中断・遅滞・中止によって発生する損害等について事業団は一切責任を負いません。
- (2) 団体が掲載する情報における責任は団体自身が負います。事業団は団体に代わって責任を負う事はありません。
- (3) 団体が掲載した内容の信頼性、真実性、適法性を事業団が保障することは一切ありません。団体が掲載した内容の情報に関して刑罰を受けたり、損害賠償を請求されたり、第三者から異議申し立てられたりする可能性があることをよく理解していただく必要があります。
- (4) 事業団は、団体が掲載した情報の内容及び当該内容を使用したことに起因する損害等について一切責任を負いません。

【お問合せ・連絡先】

一般財団法人熊本市国際交流振興事業団

会館・まちづくり・国際化推進チーム

TEL : 096-359-2020 FAX : 096-359-5783

E-Mail : ad-info@kumamoto-if.or.jp

URL <http://www.kumamoto.if.or.jp>